

政令第二百七十号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九条第三項第二号並びに第三十条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「及び次条」を削る。

第十四条第一号中「次のイ又はロに掲げる」を「特定被監護者等のうち二番目の年長者である」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二号を次のように改める。

二 特定被監護者等（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である満三歳未満保育認

定子ども 零

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十四条の規定は、子ども・子育て支援法第二十七條第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十九條第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十條第一項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）が行われた月が令和三年十月以後の場合における同法の規定による施設型給付費の支給、特例施設型給付費の支給、地域型保育給付費の支給及び特例地域型保育給付費の支給（以下この項において「施設型給付費等の支給」という。）並びに同月以後の同法第六十六條の三第一項に規定する施設型給付費等負担対象額（以下この項において「施設型給付費等負担対象額」という。）について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年九月以前の場合における施設型給付費等の支給及び同月以前の施設型給付費等負担対象額については、なお従前の例による。